

団体医療保険

団体総合生活補償保険

「重大疾病」にとどまらず
「軽微疾病」に大きく備える補償です！

◆死亡保障・高度障がい保障

希望者による

帝人グループ 団体生命保険

団体定期保険

おすすめポイント!!

1. 帝人グループの社員だから
こそ加入できる制度

2. 必要なときに必要な
保障(補償)を確保

3. ご家族も一緒に

※ご本人がご加入の場合、団体定期保険は、
配偶者(Aコースのみ)もお申込みできま
す。
団体総合生活補償保険は、配偶者・こども
もご加入可能です。

4. 保険料*は団体保険としての
割引適用

*団体定期保険・団体総合生活補償保険の場合

◆財産形成や老後の生活資金確保 積立式終身保険

拠出型企業年金保険

詳細は中をご覧ください!!

効力発生日と申込締切日

効力発生日 令和6年10月1日

(保険始期日)

★団体医療保険は効力発生日(保険始期日)の午後4時から補償開始となります。

★「積立式終身保険」は、効力発生日が加入(増額)日です。

(ただし、半年払の保険料部分の加入(増額)日は令和6年12月1日です。)

申込締切日 令和6年7月31日(水) お申込み手続きは22ページをご参照ください。

幅広い保障とゆとりある老後生活のために・・・

希望者による

帝人グループ団体生命保険

団体定期保険

万一の場合の死亡・高度障がいにも備えて

団体医療保険

疾病補償特約・傷害補償 (MS&AD型) 特約セット
団体総合生活補償保険

病気・ケガの入院・手術にも備えて

積立式終身保険

拠出型企業年金保険

老後生活の充実のために

この機会にぜひお申込みを
ご検討ください!!

「希望者による帝人グループ
団体生命保険」

にご本人がご加入の場合、
ご家族も含めて

「団体総合生活補償保険」に
お申込みいただけます!



希望者による

帝人グループ団体生命保険

- 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で万一の場合の保障を確保できます。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- ご本人がご加入の場合、配偶者もお申込みができます。

「団体医療保険」は「希望者による帝人グループ団体生命保険」のオプションです。
ご加入いただくには、ご本人の「希望者による帝人グループ団体生命保険」への
ご加入が条件になります。

団体医療保険

疾病補償特約・傷害補償（MS&AD型）特約セット
団体総合生活補償保険

- 日帰り入院から補償します。
- **八大疾病**・成人病・通院（疾病退院後）補償等セットの充実プランをはじめ6つのプランから選択できます。
- 親の介護への準備として、オプションA・Bをセットできます。
オプションA：親の介護一時金
オプションB：親の介護による休業補償

<ご加入例>

満年齢30～34歳

入院補償5,000円（シンプルプラン）にご加入の場合 ⇒ 月払保険料 **920円**

積立式終身保険

- 保険料のお払込みは在職中に完了します。
- 保険料払込期間満了後に「年金受取」「一時金受取」を選択できます。
- 「退職時一時払」や「年金の繰延」を活用し、年金の受取総額を増やすことが可能です。
※詳細は15・19・20ページをご確認ください。
- 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。
（脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。）

希望者による
帝人グループ
団体生命保険

[パンフレット]
3～8ページ
22・23ページ

[特に重要な
お知らせ]
1～6ページ

団体医療保険

[パンフレット]
9～14ページ
22・24ページ

[特に重要な
お知らせ]
11～28ページ

積立式終身保険

[パンフレット]
15～23ページ

[特に重要な
お知らせ]
7～10ページ

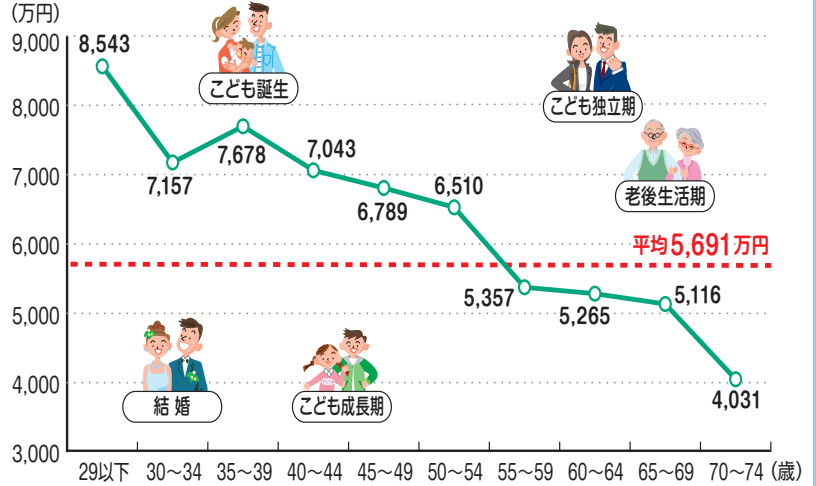
希望者による帝人グループ

必要保障水準に不足している部分を確保しましょう!



※図はイメージであり、各々の保障の割合は実際とは異なります。

万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別) 〈アンケートによる希望値〉



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。
(公財)生命保険文化センター [2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査]

〈ご加入例〉



年齢25歳

	保障内容	月払保険料(概算)
本人	死亡(高度障がい)保険金額 1,000万円	男性 1,120円 女性 944円



年齢37歳 女性
(配偶者:年齢41歳 男性)

	保障内容	月払保険料(概算)
本人	死亡(高度障がい)保険金額 4,000万円	4,640円
配偶者	死亡(高度障がい)保険金額 1,000万円	1,480円
合計月払保険料(概算)		6,120円



年齢52歳 男性
(配偶者:年齢49歳 女性)

	保障内容	月払保険料(概算)
本人	死亡(高度障がい)保険金額 3,000万円	7,800円
配偶者	死亡(高度障がい)保険金額 1,000万円	1,552円
合計月払保険料(概算)		9,352円

※年齢・性別により保険料は異なります。

備えておきたい金額の目安を簡単にシミュレーション

みらいコンサルタント

https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/
にアクセスしてください!

※ご利用時にかかる通信料はお客様のご負担となります。

体生命保険 (団体定期保険)

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



万一、死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合、保険金をお支払いします!

- 1年更新の「定期保険」ですので、ライフイベントにあわせ、毎年保障額の見直しができます。
*Aコースは、健康状態等によっては増額できない場合があります。
*Bコースは、増額できません。

- 帝人グループ(*1)の満15歳以上満65歳未満(*1)の本人・配偶者
帝人グループ(*2)の満15歳以上満60歳未満の本人・配偶者
*配偶者は満18歳以上
⇒ Aコースでお申込みください。

- 帝人グループ(*1)の満65歳以上(*2)満70歳未満の本人
帝人グループ(*2)の満60歳以上満70歳未満の本人
⇒ AコースからBコースに移行することで保障を継続することができます。
*ただし、Bコースの方が加入できる保険金限度額は1,500万円です。

- Aコースでは、ご本人がお申込みの場合、配偶者もお申込みできます。
配偶者が加入できる保険金限度額は、1,000万円かつご本人の加入保険金額以下です。
*Bコースでは、ご本人のみのお申込みとなります。

帝人グループ(*1)…帝人(株)・帝人フロンティア(株)・帝人ファーマ(株)・帝人エージェンシー(株)・東邦化工建設(株)・
帝人ヘルスケア(株)・Axcelead Tokyo West Partners(株)

帝人グループ(*2)…インフォコム(株)・帝人物流(株)・東邦機械工業(株)

(*1)令和3年3月31日時点で満60歳以上の方は除く (*2)令和3年3月31日時点で満60歳以上の方を含む

ご注意ください!

- この保険契約は無配当扱特約を付保しておりますので、配当金はありません。
- この保険契約には医療保障に関する特約は付保されていません。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです!

*告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。



社会人として、万一の場合に備えましょう!
(病気になってからだと保険に加入できない場合があります。)



希望者による帝人グループ

保障額と保険料

Aコース

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢 性別	月払保険料(概算)				
			満15歳~35歳 (H1.4.2生~ H21.10.1生)	36歳~40歳 (S59.4.2生~ H1.4.1生)	41歳~45歳 (S54.4.2生~ S59.4.1生)	46歳~50歳 (S49.4.2生~ S54.4.1生)	51歳~満64歳 (S34.10.2生~ S49.4.1生)
本人	4,000万円	男性	4,480円	5,024円	5,920円	7,392円	10,400円
		女性	3,776円	4,640円	5,120円	6,208円	10,400円
	3,500万円	男性	3,920円	4,396円	5,180円	6,468円	9,100円
		女性	3,304円	4,060円	4,480円	5,432円	9,100円
	3,000万円	男性	3,360円	3,768円	4,440円	5,544円	7,800円
		女性	2,832円	3,480円	3,840円	4,656円	7,800円
	2,500万円	男性	2,800円	3,140円	3,700円	4,620円	6,500円
		女性	2,360円	2,900円	3,200円	3,880円	6,500円
	2,000万円	男性	2,240円	2,512円	2,960円	3,696円	5,200円
		女性	1,888円	2,320円	2,560円	3,104円	5,200円
	1,500万円	男性	1,680円	1,884円	2,220円	2,772円	3,900円
		女性	1,416円	1,740円	1,920円	2,328円	3,900円
配偶者	1,000万円	男性	1,120円	1,256円	1,480円	1,848円	2,600円
		女性	944円	1,160円	1,280円	1,552円	2,600円
	700万円	男性	784円	879円	1,036円	1,293円	1,820円
		女性	660円	812円	896円	1,086円	1,820円
	500万円	男性	560円	628円	740円	924円	1,300円
		女性	472円	580円	640円	776円	1,300円
	300万円	男性	336円	376円	444円	554円	780円
		女性	283円	348円	384円	465円	780円

Bコース (在職者の方)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢 性別	年一括払保険料(概算)		
			満60歳 (S39.4.2生~ S39.10.1生)	61歳~65歳 (S34.4.2生~ S39.4.1生)	66歳~満69歳 (S29.10.2生~ S34.4.1生)
本人	1,500万円	男性	58,515円	88,320円	129,840円
		女性	36,780円	48,045円	63,975円
	1,000万円	男性	39,010円	58,880円	86,560円
		女性	24,520円	32,030円	42,650円
	700万円	男性	27,307円	41,216円	60,592円
		女性	17,164円	22,421円	29,855円
	500万円	男性	19,505円	29,440円	43,280円
		女性	12,260円	16,015円	21,325円
	300万円	男性	11,703円	17,664円	25,968円
		女性	7,356円	9,609円	12,795円

(加入最高保険金額の制限について)

- Bコースの加入最高保険金額は1,500万円です。
- Aコースから移行される方で2,000万円以上の保険金額に加入されている場合は、1,500万円以下の保険金額でのお申込みとなります。

●上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和6年10月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

●保険料はご自身の生年月日にてご確認ください。(なお、加入資格の年齢は加入資格欄にてご確認ください。)

体生命保険 (団体定期保険)

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

Aコース

- 《本人》
 - 帝人グループ※1**の役員・従業員・嘱託(*)の方で年齢満15歳以上満65歳未満(昭和34年10月2日～平成21年10月1日生まれ)の方。
 - 帝人グループ※2**の役員・従業員・嘱託(*)の方で年齢満15歳以上満60歳未満(昭和39年10月2日～平成21年10月1日生まれ)の方。
- 《配偶者》
 - 帝人グループ※1**の役員・従業員・嘱託(*)の配偶者の方で年齢満18歳以上満65歳未満(昭和34年10月2日～平成18年10月1日生まれ)の方。
 - 帝人グループ※2**の役員・従業員・嘱託(*)の配偶者の方で年齢満18歳以上満60歳未満(昭和39年10月2日～平成18年10月1日生まれ)の方。

Bコース

- 《本人》
 - 帝人グループ※1**の役員・従業員・嘱託(*)の方で年齢満65歳以上満70歳未満(昭和29年10月2日～昭和34年10月1日生まれ)の方。
 - 帝人グループ※2**の役員・従業員・嘱託(*)の方で年齢満60歳以上満70歳未満(昭和29年10月2日～昭和39年10月1日生まれ)の方。
 - 帝人グループ**在職中に「希望者による帝人グループ団体生命保険」に加入しており、退職される年齢満50歳以上満70歳未満(昭和29年10月2日～昭和49年10月1日生まれ)の方。

*Bコースは、Aコースからの移行者のみ取扱い可能です。

*Bコースの方は、増額できません。

*Bコースの方が加入できる保険金限度額は1,500万円です。

AコースからBコースへ移行される方で2,000万円以上の保険金額に加入されている方は、1,500万円以下の保険金額でのお申込みとなります。

《配偶者》 加入できません。

本人がAコースからBコースに移行される場合、Aコースに加入されている配偶者は自動的に脱退となります。

帝人グループ※1…帝人(株)・帝人フロンティア(株)・帝人ファーマ(株)・帝人エージェンシー(株)・東邦化工建設(株)・帝人ヘルスケア(株)・Axcelead Tokyo West Partners(株)

帝人グループ※2…インフォコム(株)・帝人物流(株)・東邦機械工業(株)

(*)嘱託については、常勤および正社員に準ずるものとする。ただし、令和3年3月31日時点で満60歳以上の方はBコースのみ加入できます。

(ご注意) ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。

(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)

③配偶者のみで加入することはできません。

④配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(上限は1,000万円です。)

⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。

⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和7年9月30日までです。
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

以下の場合を除き、原則、保険期間の途中での脱退はできません。

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。なお、Bコースの方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。
(例えば、3月24日に脱退された場合、Aコースの場合は3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。Bコースの場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

保険料

Aコース

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は10月給与から)

Bコース

- 保険料は10月給与から一括して控除します。退職者・嘱託の方の保険料は、毎年10月に一括してご指定の口座から振替えます。
※保険料は掛け捨てです。

希望者による帝人グループ団

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父・母・兄弟姉妹・法定相続人から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。

配当金

- この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

保険証書

- この保険契約には、保険証書の発行はありません。

税務上のお取扱い

【保険料】

- 主契約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当希望者による帝人グループ団体生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当希望者による帝人グループ団体生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

【保険金】

- 死亡保険金
〈本人〉相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 〈配偶者〉本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等については、令和6年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金のお支払事由

- 死亡保険金
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払します。
- 高度障がい保険金
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払します。
なお、上記によって高度障がい保険金を支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払しません。
- (*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払します。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払します。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- (*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払します。

体生命保険 (団体定期保険)

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（*1）時以後に生じた場合にかぎります。（原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
 - ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は帝人株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した無配当特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
引受保険会社 日本生命保険相互会社

個人情報の取扱いに関する帝人株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、帝人株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(再保険会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および再保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

団体医療保険

帝人グループの団体医療保険なら

ここがポイント！

短期入院も安心

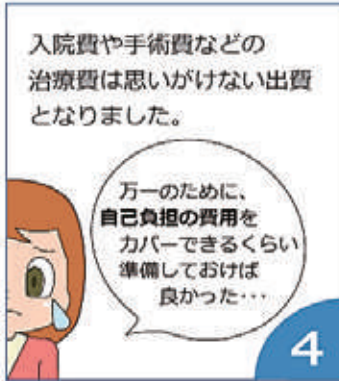
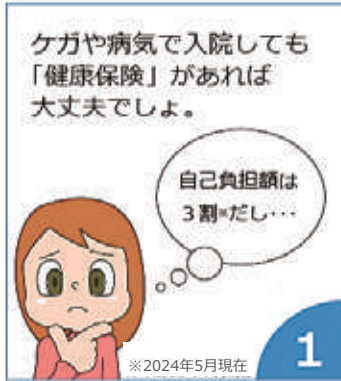
日帰り入院から補償！

長期入院も安心

1回の入院(1事故)180日まで補償！

親の介護補償をサポート

要介護「2」以上で、一時金、休業を補償！



チェック!

自己負担の費用がどのくらいかかるかご存知ですか？

入院時の食事提供にかかる費用や差額ベッド代等は、高額療養費制度※の対象とならないため、**かかった費用の全額が自己負担**となります。

差額ベッド代の
平均自己負担額

6,620円 / 1日

(令和5年7月5日厚生労働省 第548回中央社会保険医療協議会総会資料「主な選定療養に係る報告状況」
「令和4年7月1日現在 特別の療養環境の提供 1日当たり平均徴収額」より)

※高額療養費制度とは、家計の負担を軽減できるよう、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分を「高額療養費」として払い戻しする制度のことをいいます。

チェック!

生活習慣病への備えは十分ですか？

がんをはじめとする生活習慣病の
八大疾病を補償します！！

八大疾病一時金 240万円・160万円・80万円
3つのプランをご用意しています。

八大疾病は、国民の7人に1人が発病しているといわれています。



八大疾病一時金補償特約では、三大疾病も含めて、社会環境の変化に伴って急速に増加している生活習慣病のリスクも手厚く補償します。

※生活習慣病は、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称です。日々気を付けていても、年齢あるいは悪い生活習慣の積み重ねにより発症・進行する慢性疾患で、年々増加しています。

◀ 八大疾病一時金補償特約 対象範囲と患者数 ▶ 厚生労働省 患者調査(平成29年)

チェック!

親の介護への備えは十分ですか？

親介護一時金100万円

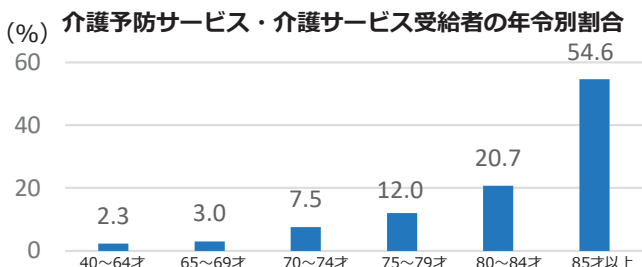
オプションAでご用意！

介護による休業補償保険金10万円

オプションBでご用意！

介護を必要としている人は約706万人

軽度の介護を必要とする要介護2から最重度の介護を必要とする要介護5までの合計認定者数は、全体の**約50.9%**を占めています！



◀ 出典：厚生労働省「介護給付費等実態調査月報(令和4年10月審査分)より ▶

令和6年1月末現在認定者数内訳

区分	認定者数(人)	%	要介護2以上
要介護5	590,463	8.4	全体の 50.9%
要介護4	892,037	12.6	
要介護3	924,970	13.1	
要介護2	1,186,184	16.8	
要介護1	1,463,513	20.7	
要支援	2,009,508	28.4	
合計	7,066,675	-	

◀ 出典：厚生労働省「令和6年1月分介護保険事業状況報告(暫定)」より ▶



ご加入にあたって

「団体総合生活補償保険」は「団体定期保険」のオプションです。ご加入いただくには、ご本人の「団体定期保険」への加入が条件となります。

被保険者
(補償の対象となる方)

配偶者のみ・
ご本人のみでも
加入できます！

※ご本人の団体定期保険
の加入が必要です。

対象会社		帝人、帝人ファーマ、帝人フロンティア、 帝人ヘルスケア、東邦化工建設、帝人エージェンシー、 Axcelead Tokyo West Partners	インフォコム、帝人物流、 東邦機械工業
基本補償 充実プラン シンプルプラン	ご本人	①満65才未満の方 ②満64才までに加入の人は満70才まで継続加入可	①満60才未満の方 ②満59才までに加入の人は満70才まで継続加入可
	ご本人の 配偶者	①満65才未満の方 ②満64才までに加入の人は満70才まで継続加入可	①満60才未満の方 ②満59才までに加入の人は満70才まで継続加入可
	ご本人また はその 配偶者の ごども	①生後15日以上満65才未満の方 ②満64才までに加入された方は、満70才まで継続加入可	①生後15日以上満60才未満の方 ②満59才までに加入された方は、満70才まで継続加入可
オプションA オプションB	親	①団体医療保険の被保険者（オプションBは従業員ご本人）ご本人の親または配偶者の親で満85才未満の方 ②満84才までに加入された方は、満89才まで継続して加入できます。 ＜オプションA：被保険者→団体医療保険加入の被保険者；特約被保険者→被保険者ご本人の親および配偶者の親＞ ＜オプションB：被保険者→団体医療保険加入の従業員ご本人；介護対象者→被保険者ご本人の親および配偶者の親＞ オプションA： 親介護一時金支払特約 ▶ 特約被保険者 オプションB： 親の介護による休業補償特約 ▶ 介護対象者	

※年令は、2024年10月1日時点の満年令をいいます。
 ※死亡等により、ご本人が加入資格を失われた場合、配偶者・ごども・親も当制度から脱退となります。
 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

保険期間(ご契約期間) 2024年10月1日午後4時～2025年10月1日午後4時までの1年間となります。

保険料払込方法 毎月の給与から控除します。(第1回目は2025年1月給与から)

自動継続の取扱い ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の被保険者ご本人の年令が満70才まで（親介護一時金支払特約は特約被保険者、親の介護による休業補償特約の場合は介護対象者の年令が満89才まで）保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者、特約被保険者もしくは介護対象者の年令および保険料率によって計算されます。
 (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
 <親介護一時金支払特約について> 引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
 <親の介護による休業補償特約について> 介護による休業補償特約について、介護対象者が死亡した場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

退職後の取扱い

- 退職後もご継続いただけます。
- ・退職の際に残期間分の保険料を一括払いでお支払いいただくことにより、保険期間満了まで補償が継続されます。
- また、次年度の契約更新につきましては、別途帝人グループの退職者のみなさまを加入者とする団体契約をご案内いたします。
- ・ご退職時に解約をご希望される場合は、保険料控除開始月が3か月遅れとなっている関係上、未収保険料3か月分を頂戴いたします。

配当金 この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

税法上の取扱い 払込みいただいた保険料のうち、ご加入内容により所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。(2024年5月現在) 詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

万一、保険金のお支払い事由が起こったとき 万一この保険のお支払い対象となる事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。折り返し保険金のご請求手続きをご案内申し上げます。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

健康状態の告知等について

<健康状態告知の告知義務違反解除について> **ご加入にあたっては健康状態を告知いただきます(継続時にご加入コース・プランの変更(補償の増額や追加)等がなければ再度の告知は不要です)。**

- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の保険期間の開始時となります。
- 親介護一時金支払特約、親の介護による休業補償特約をセットする場合、健康状態告知書の質問事項については、必ず団体医療保険の被保険者ご本人（加入申込票の被保険者欄に記載された方をいいます）が特約被保険者からの回答内容を代理または介護対象者に確認してご記入ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 ★健康状態告知については、別紙の「健康状態告知についてのご案内」をご参照ください。

始期前発病について

- ・保険期間の開始時(注)より前に発病した病気等（その病気等を原因とする損失、損害を含みます）については、保険金をお支払いできません。
 ※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いすることができます。
 (注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ・保険期間の開始時(注)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。
 ※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない原因による要介護状態であっても、その原因が保険期間の開始時(注)よりも前に発生した場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、要介護状態開始日が保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後の場合には、保険金をお支払いすることができます。
 (注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ・保険期間の開始時(注)より前に介護対象者に要介護状態の原因となった事由(注2)が発生していた介護による休業に対しては、保険金はお支払いできません(※)。
 ※介護対象者の要介護状態が介護による休業補償初年度契約の保険期間の開始時より後に発生した場合で、介護対象者に要介護状態の原因となった事由(注2)が発生した時が介護による休業を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、その介護対象者の要介護状態の原因となった事由(注2)は、保険期間の開始時以降に発生したものととして保険金お支払いの対象となります。
 (注1) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
 (注2) 公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

他の保険契約等について 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。
 ご加入にあたっては必ず「特に重要なお知らせ」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 ■この保険は帝人株式会社を被保険者とし、帝人グループ役員・従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
 ■団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者（帝人株式会社）に交付されます。

団体医療保険

(注) 「団体総合生活補償保険」は「団体定期保険」のオプションです。ご加入いただくには、ご本人の「団体定期保険」への加入が条件となります。

必ず

充実プラン
シンプルプラン

シンプルプランを充実させました！
費用を気にせず治療に専念できるトータルな補償が欲しい方に！

入院



<疾病入院保険金>
<傷害入院保険金>

1日につき
入院保険金日額
をお支払い


選択	10,000円
	5,000円
	3,000円

発病した病気の治療を目的として、または事故によるケガの治療のために入院したとき (**日帰り入院**からお支払い) ※免責期間：0日

病気 1回の入院につき最大**180日**まで
入院を開始した日から支払対象期間(1,095日)内の入院が対象となります。

ケガ 1事故につき最大**180日**まで
事故の発生の日から支払対象期間(180日)内の入院が対象となります。

手術



<疾病手術保険金>
<傷害手術保険金>
<疾病放射線治療保険金>

入院保険金日額の
10倍または5倍

病気により所定の手術・放射線治療(病気のみ)、またはケガの治療のため所定の手術を受けたとき

<手術保険金> <放射線治療保険金>
入院中：10倍 入院中以外：5倍 病気治療の場合のみ：10倍

病気・ケガ 複数回のお支払い。**日帰り手術**も補償します
※手術・放射線治療を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。

八大疾病



<八大疾病一時金>

一時金をお支払い

240万円
160万円
80万円

(加入プランによる)

がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病(糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽)、高血圧性疾患(大動脈瘤解離または大動脈瘤)、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされたとき

※待機期間、お支払いする保険金の詳細は、別冊(特に重要なお知らせ)の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

上皮内新生物も補償 **がんの場合2年超経過後の再発も補償**

※上皮内新生物とは、がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことです。
※**がん**と診断確定された日からその日を含めて**2年を経過した後の再発**についても保険金をお支払いします。

成人病



<成人病2倍支払特約>

疾病入院・手術・放射線治療保険金をお支払いする場合で、約款所定の成人病であるときは保険金が**2倍**に！

約款所定の成人病とは以下の疾病をいいます。

- ・がん(悪性新生物：白血病・悪性リンパ腫などを含みます)
- ・脳血管疾患
- ・心疾患
- ・高血圧性疾患
- ・糖尿病

※疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金を2倍お支払いします。

上皮内新生物も補償 (がんの場合)

※上皮内新生物とは、がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことです。

疾病退院後 通院



<疾病通院保険金>

1日につき
**疾病通院
保険金日額**
をお支払い

疾病入院保険金がお支払われる場合において、退院後にその病気の治療を目的として通院(往診・オンライン診療を含みます)したとき

病気退院後の通院 **1回の入院に伴う通院につき30日限度**

※退院日の翌日からその日を含めて180日以内の通院がお支払の対象となります。
※退院日を含めて180日以内の再入院については、前の入院と合わせて1回の入院となります。

※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

団体医療保険 に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。詳細は別冊P27~P28をご覧ください。

- 病気のとぎのご相談に専門医・専門スタッフがアドバイス！
- 病気の早期発見や悩み・不安の解消をサポート！

医療カウンセリングサービス

- **セカンドオピニオンのご相談**
セカンドオピニオンのご相談に専門医が電話でアドバイス
- **面談専門医のご紹介**
がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、面談できる専門医をご紹介
- **“がん”粒子線治療のご相談**
“がん”粒子線治療のご相談に専門スタッフ(看護師等)が電話でアドバイス

健康安心サポート

- **健康検診サービス**
人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介
- **健康・医療ご相談**
健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供
- **介護安心サービス**
介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER(テスター)
- **メンタルご相談**
メンタルヘルスのご相談
- **暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談**
法律のご相談/税務のご相談

生活安心サポート

- **ホームヘルパーサポート**
ホームヘルパー業者のご紹介



※

ご注意

2023年10月より健康状態告知の改定、セット名の変更を行いました。
自動継続される場合も、告知内容、セット名を必ずご確認ください。

● 継続時には年齢群により、保険料が変更となります。

月払保険料表
(ご契約期間1年)

いざというときのことを考えて
しっかり備えたい方に
おすすめします！

安心できる補償を確保したいけど
保険料はおさえたい方に
おすすめします！

ご家族やお若い方など
医療補償を考え始めた方に
おすすめします！

基本補償		入院保険金日額 10,000円		入院保険金日額 5,000円		入院保険金日額 3,000円	
		充実プラン	シンプルプラン	充実プラン	シンプルプラン	充実プラン	シンプルプラン
セット名		1 (旧: 1D)	2 (旧: 2D)	3 (旧: 3D)	4 (旧: 4D)	5 (旧: 5D)	6 (旧: 6D)
入院保険金日額	病気・ケガ	1日につき 10,000円		1日につき 5,000円		1日につき 3,000円	
手術保険金額	病気・ケガ	入院中: 入院保険金日額の10倍				入院中以外: 入院保険金日額の5倍	
放射線治療保険金額	病気	疾病入院保険金日額の10倍					
八大疾病一時金額		240万円	-	160万円	-	80万円	-
成人病2倍支払特約 (右記保険金額を 追加支払)	疾病入院 保険金日額	1日につき プラス 10,000円		1日につき プラス 5,000円		1日につき プラス 3,000円	
	疾病手術 保険金	疾病入院保険金日額 入院中10倍 入院中以外5倍	-	疾病入院保険金日額 入院中10倍 入院中以外5倍	-	疾病入院保険金日額 入院中10倍 入院中以外5倍	-
	疾病放射線 治療保険金	疾病入院保険金日額の 10倍		疾病入院保険金日額の 10倍		疾病入院保険金日額の 10倍	
通院保険金日額	病気	1日につき5,000円	-	1日につき3,000円	-	1日につき2,000円	-
2024年10月1日時点の満年齢		月払保険料					
セ ツ ト 別 保 険 料	0才(生後15日以上) -4才	3,550円	2,590円	1,910円	1,300円	1,120円	780円
	5-9才	1,980円	1,280円	1,090円	640円	620円	380円
	10-14才	1,830円	1,190円	1,020円	590円	570円	350円
	15-19才	1,740円	1,110円	960円	550円	540円	330円
	20-24才	1,900円	1,250円	1,050円	620円	590円	370円
	25-29才	2,340円	1,580円	1,280円	790円	740円	470円
	30-34才	2,720円	1,830円	1,490円	920円	870円	550円
	35-39才	3,330円	1,900円	1,860円	950円	1,050円	570円
	40-44才	4,120円	1,890円	2,370円	940円	1,300円	560円
	45-49才	5,810円	2,210円	3,410円	1,110円	1,860円	660円
	50-54才	8,370円	2,920円	4,920円	1,460円	2,680円	870円
	55-59才	12,420円	3,900円	7,380円	1,950円	4,000円	1,170円
	60-64才	18,930円	5,500円	11,300円	2,750円	6,100円	1,650円
継続加入	65-69才	27,060円	7,550円	16,210円	3,780円	8,730円	2,260円
	70才	38,840円	11,530円	23,070円	5,770円	12,510円	3,460円

ご注意

- 傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、疾病入院保険金支払対象期間1,095日・支払限度日数180日・免責期間0日、疾病通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日
- 帝人、帝人ファーマ、帝人フロンティア、帝人ヘルスケア、東邦化工建設、帝人エージェンシー、Axcelead Tokyo West Partnersに在籍する役員・従業員ご本人とご家族は**満70才まで継続して**加入できます (満64才までに加入された方が対象です)。
- インフォコム、帝人物流、東邦機械工業に在籍する役員・従業員ご本人とご家族は**満70才まで継続して**加入できます (満59才までに加入された方が対象です)。
- 特定精神障害補償特約自動セット



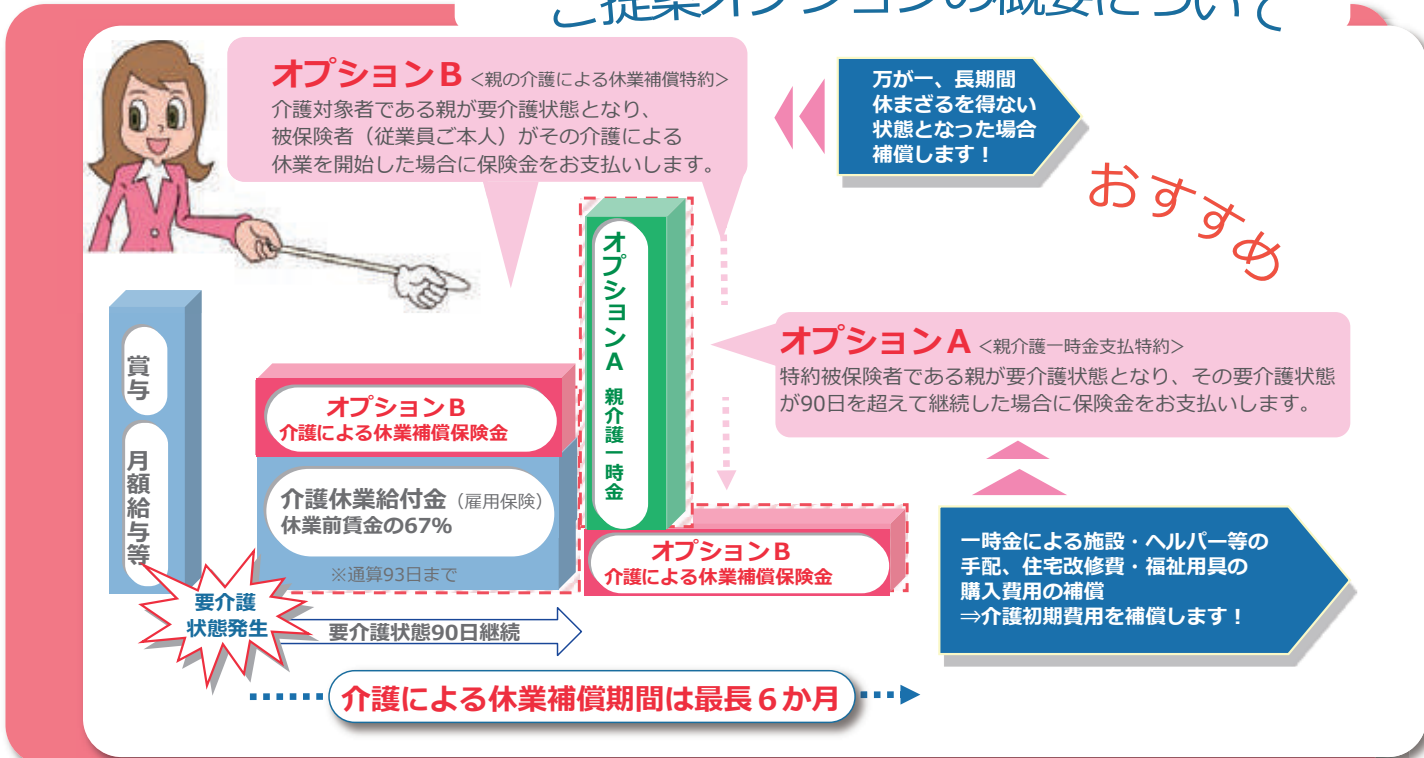
親の介護リスクに備え、オプションA・Bをご検討ください！
団体医療保険にセットいただけます！詳細は次ページをご覧ください！

親の介護は突然やってくる・・・



【オプション補償イメージ】

ご提案オプションの概要について



シンプルプラン・充実プランの被保険者ご本人の実父母・義父母（配偶者の親）が対象となります。

<p>オプションA 親の介護一時金 (親介護一時金支払特約)</p>	<p>介護一時金額 100万円</p>	<p>被保険者ご本人の親または配偶者の親（特約被保険者※1）が要介護状態※2となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。</p>
<p>オプションB 親の介護による休業補償 (親の介護による休業補償特約)</p>	<p>介護による休業保険金額 10万円</p>	<p>被保険者ご本人（従業員ご本人※3）の親または配偶者の親（介護対象者※4）が要介護状態※2となり、被保険者ご本人がその介護による休業※5を開始した場合、6か月を限度に保険金をお支払いします。</p>

- ※1 この特約の被保険者として、加入申込票に記載された方をいいます。
- ※2 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態をいいます。ただし、特約被保険者または介護対象者が公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、「要介護状態区分が2以上」の状態をいいます。
- ※3 オプションB「親の介護による休業補償」は、団体医療保険の被保険者が従業員ご本人の場合のみセットできます。
- ※4 この特約の介護対象者として、加入申込票に記載された方をいいます。
- ※5 要介護状態である介護対象者を介護することを目的として、被保険者が取得する休業をいいます。

※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

重複補償 <親の介護による休業補償特約セットに関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。



【オプションB：Q&A】



Q1 介護による休業とは？

A1 親の介護を目的として会社が定めた休業制度をいい、有給休暇の取得を除きます。

Q2 休職中に会社を退職した場合も補償は続きますか？

A2 いいえ 退職後の期間については休業とならないので、補償対象外となります。



プラス 医療保険に **プラス** オプションA・Bをセットいただけます！

月払保険料表 (1名あたりの保険料)

加入申込票の記入要領についてはP24をご覧ください。

(ご契約期間1年)



(注) オプションのみの加入はできません フランチャイズ期間：90日

オプションA

親介護一時金

2024年10月1日時点の特約被保険者の年齢

保険金額100万円			
親の年齢	月払保険料	親の年齢	月払保険料
40-44才	10 円	65-69才	470 円
45-49才	20 円	70-74才	1,060 円
50-54才	40 円	75-79才	2,360 円
55-59才	90 円	80-84才	5,980 円
60-64才	200 円	85-89才	12,230 円



(注) オプションのみの加入はできません 免責期間：0日 てん補期間：6か月

オプションB

介護による休業補償保険金

2024年10月1日現在の介護対象者の年齢

保険金額10万円(月額)			
親の年齢	月払保険料	親の年齢	月払保険料
40-44才	10 円	65-69才	250 円
45-49才	10 円	70-74才	560 円
50-54才	20 円	75-79才	1,260 円
55-59才	50 円	80-84才	3,270 円
60-64才	110 円	85-89才	6,620 円

注意

- 継続時には年齢群により、保険料が変更となります。
- 基本補償、オプション保険料は**団体割引20%**(被保険者数1,000名以上5,000名未満)を適用しております。
- オプションは特約被保険者または介護対象者の年齢が **満89才まで継続して**加入できます(満84才までに加入された方が対象です)。
- 「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)」セット

オプションに加入いただく場合のセット名

医療保険のみ	医療保険 + オプションA	医療保険 + オプションB	医療保険 + オプションA + オプションB
1	1A	1B	1A B
2	2A	2B	2A B
3	3A	3B	3A B
4	4A	4B	4A B
5	5A	5B	5A B
6	6A	6B	6A B

＜ご加入例＞

従業員Aさん(43才)を団体医療保険の被保険者本人としてセット名3に加入、両親を特約被保険者とするオプションAと介護対象者とするオプションBに加入した場合。

・被保険者の父親73才 母親68才
 ※オプションの保険料は、それぞれの年齢別保険料を加算します。

【保険料】	
ご本人 基本補償 医療保険料	2,370円
父 親 オプションA 保険料	1,060円
母 親 オプションA 保険料	470円
父 親 オプションB 保険料	560円
母 親 オプションB 保険料	250円
＜合計月払保険料＞	4,710円

積立式終身保険

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご確認ください。

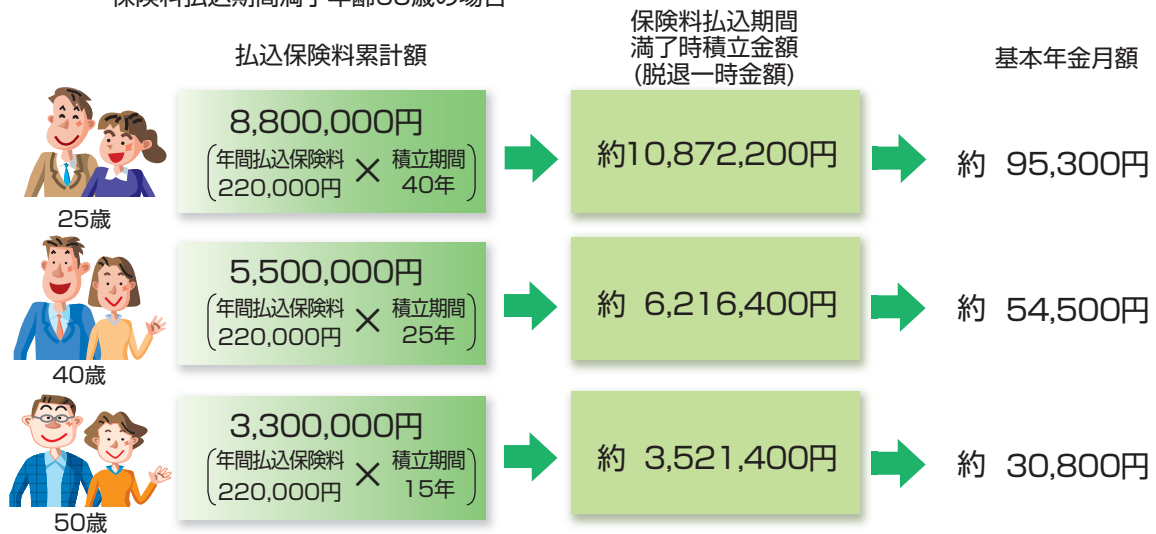
厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



老後の生活設計にあわせて、退職後の保障を確保できます!

- 保険料のお払込みは在職中に完了します!
- 2つのコースを活用し、老後生活のための保障をカバーできます!
「A(税制適格)コース」は、保険料が「個人年金保険料控除」の対象となるコースです。
「B(一般)コース」は、保険料が「一般生命保険料控除」の対象となるコースです。
※令和6年2月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます!
(脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。)

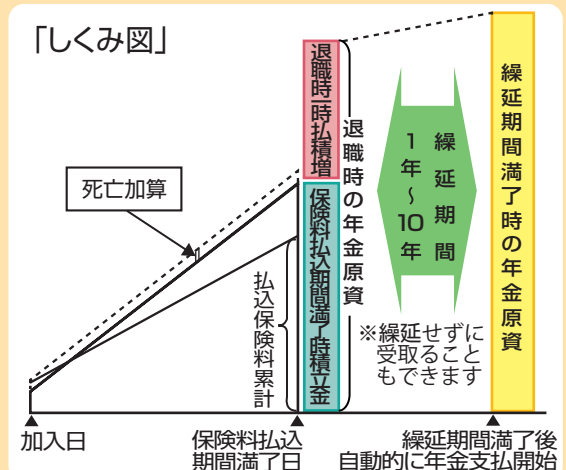
<ご加入例>年金受取(10年確定年金):月払10,000円(10口)・半年払50,000円(50口)
保険料払込期間満了年齢65歳の場合



※ <ご加入例>の給付額は、18ページの<当パンフレットに記載の給付額について>と同じ条件に基づいて計算しております。実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

退職後すぐに退職金・年金が必要でない方は、ぜひご検討ください!

- 退職時一時払積増とは
退職時に一時金を払込みいただくことにより、年金原資を積増す取扱いです。
退職後すぐにご利用するご予定のない退職金等を積増し、年金受取総額を増やすことができます。
※保険料には保険事務費が含まれるため、お払込み後早期に一時金受取りをされますと、受取額が払込みいただいた保険料を下回ることがあります。
- 繰延とは
退職時に年金受取を選択された場合に、年金の受取開始を1年単位で最長10年まで繰延べることができる取扱いです。
繰延期間中は、所定の利率で付利されます。ただし、別途保険事務費が差引かれます。
※繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。
※繰延開始後の繰延期間の変更も可能です。



(拠出型企業年金保険)

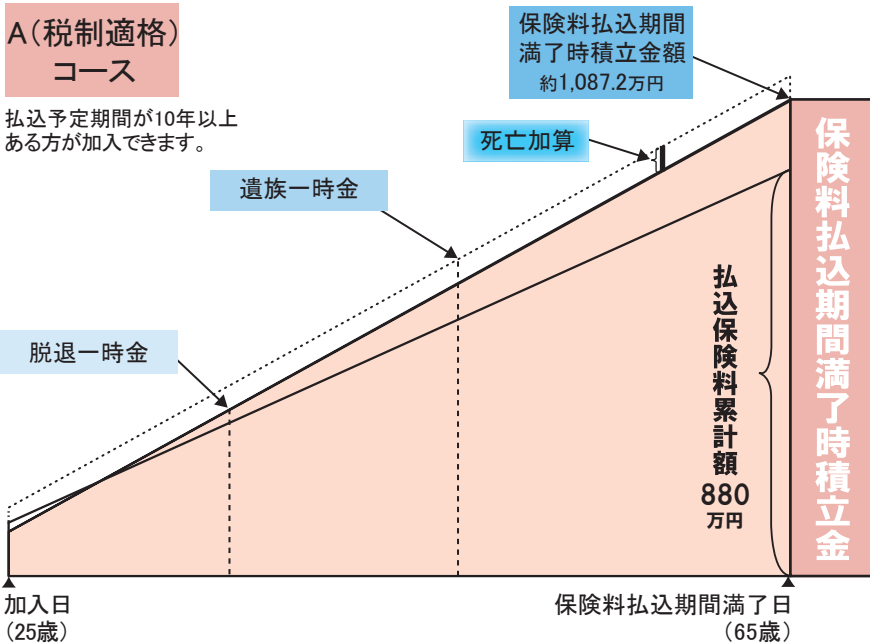
この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。A(税制適格)コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。B(一般)コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(令和6年2月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取することもできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図

A(税制適格)コース

払込予定期間が10年以上ある方が加入できます。



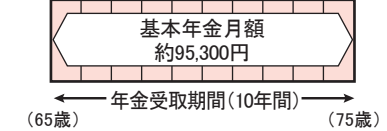
ご加入例

- ご加入年齢…25歳(男性)
- 保険料…月 払:10,000円
(1口1,000円で10口加入)
半年払:50,000円
(1口1,000円で50口加入)
- 保険料払込期間満了年齢…65歳

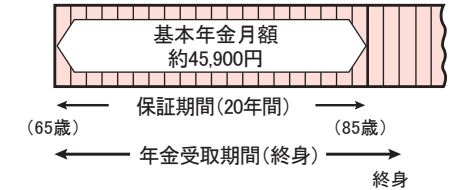
確定年金

10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金から選択いただけます。

【例】10年確定年金の場合

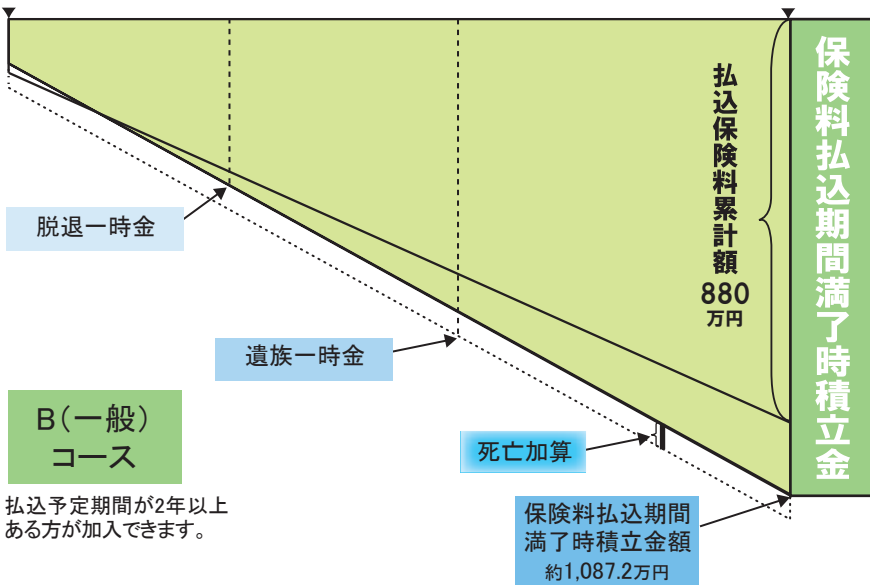


20年保証期間付終身年金



*年金にかえて一時金で受取することもできます。

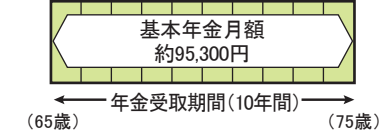
保険料払込期間



確定年金

10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金から選択いただけます。

【例】10年確定年金の場合



一時金受取

保険料払込期間満了時積立金を一時金でお支払いします。

- 加入資格を満たせば両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。
- この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◎給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。
 - <A(税制適格)コース>
10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、20年保証期間付終身年金(※)
(※)年金開始時における年齢が満60歳未満の方については、20年保証期間付終身年金のみ選択できます。
 - <B(一般)コース>
10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金
- 【10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金】
 - 年金受取期間中
10年間、15年間または20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - 【20年保証期間付終身年金】
 - 保証期間中
20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
 - 20年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
 - 保証期間経過後
ご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)
- 年金の開始日は保険料払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
 - ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- B(一般)コースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料の5倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、月払保険料部分の死亡加算は10月1日から、半年払保険料部分の死亡加算は12月1日から適用されます。

定年退職時の受取方法選択

- 次のa、bから選択できます。B(一般)コースは、a、b重複して選択することもできます。
 - a.年金受取(10年確定年金・15年確定年金・20年確定年金・20年保証期間付終身年金(※)のいずれか1つ)
(※)20年保証期間付終身年金は、A(税制適格)コースのみ選択できます。なお、A(税制適格)コースの方で年金開始時における年齢が満60歳未満の方については、20年保証期間付終身年金のみ選択できます。
 - b.一時金受取

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにされない場合もあります。
 - ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにされません。

（拠出型企業年金保険）

給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額（元本）を上回るには、一定の期間（下表の例の場合、4年間）を要する商品です。
 - 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は（当パンフレットに記載の給付額について）をご確認ください。
- 月払10口 10,000円加入の場合（保険料払込期間満了年齢：65歳） 受取金額は月払保険料の金額（口数）により異なります。

払方	積立期間	在職中		定年退職後				
		払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金額) 払込保険料累計額 到達年に枠囲み	A・Bコース共通*			Aコースのみ	
				10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	20年確定年金 基本年金月額	20年保証期間付終身年金 基本年金月額	
							男性	女性
月払	1年	120,000円	約 118,500円	約(1,000)円	約(700)円	約(500)円	約 500円	約 400円
	2年	240,000円	約 238,300円	約(2,000)円	約(1,400)円	約(1,100)円	約 1,000円	約 900円
	3年	360,000円	約 359,400円	約(3,100)円	約(2,100)円	約(1,600)円	約 1,500円	約 1,400円
	4年	480,000円	約 481,900円	約(4,200)円	約(2,900)円	約(2,200)円	約 2,000円	約 1,800円
	5年	600,000円	約 605,700円	約(5,300)円	約(3,600)円	約(2,800)円	約 2,500円	約 2,300円
	6年	720,000円	約 730,900円	約(6,400)円	約(4,400)円	約(3,400)円	約 3,000円	約 2,800円
	7年	840,000円	約 857,400円	約(7,500)円	約(5,100)円	約(3,900)円	約 3,600円	約 3,300円
	8年	960,000円	約 985,300円	約(8,600)円	約(5,900)円	約(4,500)円	約 4,100円	約 3,800円
	9年	1,080,000円	約 1,114,700円	約(9,700)円	約(6,700)円	約(5,100)円	約 4,700円	約 4,300円
	10年	1,200,000円	約 1,245,500円	約 10,900円	約(7,500)円	約(5,700)円	約 5,200円	約 4,900円
	15年	1,800,000円	約 1,921,400円	約 16,800円	約 11,500円	約(8,900)円	約 8,100円	約 7,500円
	20年	2,400,000円	約 2,636,100円	約 23,100円	約 15,800円	約 12,200円	約 11,100円	約 10,300円
	25年	3,000,000円	約 3,391,900円	約 29,700円	約 20,400円	約 15,700円	約 14,300円	約 13,300円
	30年	3,600,000円	約 4,191,400円	約 36,700円	約 25,200円	約 19,500円	約 17,700円	約 16,500円
	35年	4,200,000円	約 5,037,300円	約 44,100円	約 30,300円	約 23,400円	約 21,200円	約 19,800円
	40年	4,800,000円	約 5,932,200円	約 52,000円	約 35,700円	約 27,600円	約 25,000円	約 23,300円

半年払50口 50,000円加入の場合（保険料払込期間満了年齢：65歳） 受取金額は半年払保険料の金額（口数）により異なります。

払方	積立期間	在職中		定年退職後				
		払込保険料累計額	積立金額 (脱退一時金額) 払込保険料累計額 到達年に枠囲み	A・Bコース共通*			Aコースのみ	
				10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	20年確定年金 基本年金月額	20年保証期間付終身年金 基本年金月額	
							男性	女性
半年払	1年	100,000円	約 98,500円	約(800)円	約(500)円	約(400)円	約 400円	約 300円
	2年	200,000円	約 198,500円	約(1,700)円	約(1,100)円	約(900)円	約 800円	約 700円
	3年	300,000円	約 299,000円	約(2,600)円	約(1,800)円	約(1,300)円	約 1,200円	約 1,100円
	4年	400,000円	約 401,000円	約(3,500)円	約(2,400)円	約(1,800)円	約 1,600円	約 1,500円
	5年	500,000円	約 504,500円	約(4,400)円	約(3,000)円	約(2,300)円	約 2,100円	約 1,900円
	6年	600,000円	約 608,500円	約(5,300)円	約(3,600)円	約(2,800)円	約 2,500円	約 2,300円
	7年	700,000円	約 714,000円	約(6,200)円	約(4,300)円	約(3,300)円	約 3,000円	約 2,800円
	8年	800,000円	約 820,500円	約(7,100)円	約(4,900)円	約(3,800)円	約 3,400円	約 3,200円
	9年	900,000円	約 928,000円	約(8,100)円	約(5,500)円	約(4,300)円	約 3,900円	約 3,600円
	10年	1,000,000円	約 1,037,000円	約(9,000)円	約(6,200)円	約(4,800)円	約 4,300円	約 4,000円
	15年	1,500,000円	約 1,600,000円	約 14,000円	約(9,600)円	約(7,400)円	約 6,700円	約 6,300円
	20年	2,000,000円	約 2,195,000円	約 19,200円	約 13,200円	約 10,200円	約 9,200円	約 8,600円
	25年	2,500,000円	約 2,824,500円	約 24,700円	約 17,000円	約 13,100円	約 11,900円	約 11,100円
	30年	3,000,000円	約 3,490,500円	約 30,600円	約 21,000円	約 16,200円	約 14,700円	約 13,700円
	35年	3,500,000円	約 4,195,000円	約 36,700円	約 25,200円	約 19,500円	約 17,700円	約 16,500円
	40年	4,000,000円	約 4,940,000円	約 43,300円	約 29,700円	約 23,000円	約 20,800円	約 19,400円

*保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

*B（一般）コースの月払部分と半年払部分を合算して年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

なお、（ ）内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。

なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。

- (1)この保険契約全体の加入口数が月払18,301口、半年払58,431口を常に維持していることを前提とします。
 - (2)ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3)引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（令和6年2月29日現在）、および引受割合（令和6年2月29日現在）に基づき計算しております。
 - (4)この保険契約における令和5年10月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - (5)記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
 - 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りに出来ない場合もあります。
 - 年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
 - 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回る場合があります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間には変動する可能性がありますので、ご注意ください。
 - 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
 - 給付額試算表は、10月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中（6月1日）加入の場合は、上記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。

積立式終身保険

加入資格

- A(税制適格)コース
加入日現在正常に勤務されており令和6年10月1日現在年齢満15歳以上満55歳未満の方で、保険料払込期間満了日までの期間が満10年以上ある**帝人グループ**の役員・従業員・嘱託(※)の方。
 - B(一般)コース
加入日現在正常に勤務されており令和6年10月1日現在年齢満15歳以上満63歳未満の方で、保険料払込期間満了日までの期間が満2年以上ある**帝人グループ**の役員・従業員・嘱託(※)の方。
- *保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- (※)嘱託については、常勤および正社員に準ずるものとする。

<保険料払込期間満了日について>

帝人(株)・帝人フロンティア(株)・帝人ファーマ(株)・帝人エージェンシー(株)・東邦化工建設(株)・帝人ヘルスケア(株)・Axcelead Tokyo West Partners(株)の方
…満65歳到達日の属する月の末日

インフォコム(株)・帝人物流(株)・東邦機械工業(株)の方
…満60歳到達日の属する月の末日

保険料

- 月払……………1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高200口(20万円)まで加入できます。
- 半年払……………1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高500口(50万円)まで加入できます。
- 退職時一時払…1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高9,999口まで加入できます。
※確定年金を選択される場合、退職時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額とします。
- 保険料はご加入者(被保険者)負担です。
- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は10月給与から)
- 半年払保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は12月賞与から)
- 退職時一時払保険料のお払込みについてご希望の場合は、給与センターまでお問合せください。
- 半年払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。

新規加入・保険料の増額・減額

- 契約応当日(月払:令和6年10月1日、半年払:令和6年12月1日)に、新規加入・保険料を増額または減額することができます。
- 保険料の増額は、保険料払込期間満了日までの期間が満2年以上ある方にかぎりあります。
- 保険料の減額は、【別表】の事由に該当する場合にかぎりあります。ただし、月払1口・半年払1口を最低残すものとします。
- 保険料の減額を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

保険料の払込中断

- 保険料の払込中断は、3年を限度として、病気による休職期間等、【別表】の事由に該当する場合にかぎりあります。(ただし、月払保険料・半年払保険料のどちらか一方のみのお払込みを中断することはできません。必ず、両方同時にお払込みを中断してください。)
- 保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はされず、死亡時点の積立金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- A(税制適格)コースについては、保険料のお払込みを中断することはできません。
- 保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

【別表】

- ①災害
- ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得
- ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

保険料積立金の一部受取り(減口)

- 保険料積立金の一部受取り(減口)は、【別表】①~⑥の事由に該当する場合にかぎりあります。なお、保険料積立金の一部受取りは最低50万円以上、1万円単位でお取扱いします。日本生命ホームページ加入者ダイレクトまたは所定様式によりお手続きください。
- A(税制適格)コースについては、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

全部脱退

- 毎月受付けます。日本生命ホームページ加入者ダイレクトまたは所定様式によりお手続きください。詳しくはお問合せください。

半年払脱退

- 毎月受付けます。日本生命ホームページ加入者ダイレクトまたは所定様式によりお手続きください。詳しくはお問合せください。
- 半年払のみの脱退はできますが、月払のみの脱退はできません。
- A(税制適格)コースについては、半年払脱退はお取扱いできません。

年金の繰延

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。
 - ※繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。
 - ※A(税制適格)コース、B(一般)コースの両コースに加入されているご加入者(被保険者)について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。

受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。
 - (※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

積立金の確認

- 積立金については日本生命ホームページ加入者ダイレクトより確認いただけます。
日本生命公式ホームページ <https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihonet/login/>

税務上のお取扱い

〔保険料〕

- A(税制適格)コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
B(一般)コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※当積立式終身保険以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立式終身保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
 - ※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立式終身保険は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
 - ①旧契約のみで控除額を計算
 - ②新契約のみで控除額を計算
 - ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

〔年金・一時金〕

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$
- 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$
 - * 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
- 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和6年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

積立式終身保険

(拠出型企業年金保険)

制度運営および引受保険会社

- 当制度は帝人株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和6年2月29日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社(78%)(事務幹事会社)
第一生命保険株式会社(10%)
住友生命保険相互会社(10%)
富国生命保険相互会社(2%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

個人情報の取扱いに関する帝人株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、帝人株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

お申込み手続き

【新規加入のお申込みをされない方・すでに加入されており内容変更をされない方】

- お申込み手続きは不要です。

【新規加入・保障内容変更をお申込みされる方】

申込 受付期間	令和6年7月12日(金)～7月31日(水)	
	希望者による帝人グループ団体生命保険	積立式終身保険
	帝人・帝人ファーマ・帝人エージェンシー・帝人ヘルスケア・東邦グループの方	左記以外の帝人グループ各社の方
申込 受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属に設置されているパソコンで申込入力をしてください。 ●社外で勤務されている方等で、パソコンでのお申込みができない方は「申込書兼告知書」を送付いたしますので、申込内容をご記入、押印のうえ下記へご提出ください。 <p>〈送付先〉</p> <p>帝人株式会社 給与センター (略称:ソウセ)</p> <p>〒791-8530 愛媛県松山市北吉田町77 (帝人松山事業所内)</p> <p>TEL 【内線】 (松山)807-2231 【外線】 (089)972-3650</p> <p>FAX 【外線】 (089)971-9806</p>	<p>「申込書兼告知書」に申込内容をご記入、押印のうえ下記へご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●インフォコム株式会社:人事室人事チーム 川名 ●帝人物流株式会社:管理部人事総務課 宮崎 ●帝人フロンティア株式会社:総務部 田中 ●Axcelead Tokyo West Partners (株): Human Resource 末川

*入力方法はホームページ掲載の「入力要領」をご参照ください。なお、ご不明な点がある場合は、帝人給与センターへお問合せください。

*「申込書兼告知書」記入方法は23ページをご参照ください。

「申込書兼告知書」は3枚複写となっております。3枚目はご加入者の控えですので、1・2枚目をご提出ください。

団体医療保険(団体総合生活補償保険)

申込 受付場所	●上記記載の「希望者による帝人グループ団体生命保険」および「積立式終身保険」の申込受付場所と同一です。在籍会社ごとにご提出先が異なりますので、ご注意願います。
申込 方法	●「加入申込票」に申込内容をご記入・ご署名のうえ、申込受付場所へご提出ください。

【脱退を希望される方】

希望者による帝人グループ団体生命保険

- パソコンで申込入力(脱退)を行う、または「申込書兼告知書」の申込保険金額欄に右づめで「0」と記入し、押印のうえご提出ください。
- *パソコン入力および諸届の申込書が提出されない場合は自動更新となりますので、ご了承ください。

積立式終身保険

- 脱退される場合は、「申込書兼告知書」ではお手続きできません。日本生命ホームページ加入者ダイレクトより給付金請求のお手続き、または別途「異動通知兼給付金請求書」(帝人給与センターへご請求)をご提出ください。

団体医療保険

- 脱退される場合は、「加入申込票」の加入区分欄の「4.継続しない」に○を付記し、ご署名のうえご提出ください。

希望者による帝人グループ団体生命保険・積立式終身保険「申込書兼告知書」記入要領

- ◎新規に加入される方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。新規加入のお申込みをされない方はご提出不要です。必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
 - ◎「希望者による帝人グループ団体生命保険」について
 - ・新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人を複数名指定される場合は、「申込書兼告知書」の本人の死亡保険金受取人欄に代表受取人の氏名・続柄コード、人数欄に受取人数を記入し、「死亡保険金受取人指定書」(帝人給与センターへご請求)もご記入のうえ、あわせてご提出ください。
 - ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」(帝人給与センターへご請求)をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
 - この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
 - ・脱退される方は、「申込書兼告知書」の申込保険金額欄に右づめで「0」と記入し、押印のうえご提出ください。
 - ◎「積立式終身保険」について
 - 脱退される場合は、「申込書兼告知書」ではお手続きできません。日本生命ホームページ加入者ダイレクトより給付金請求のお手続き、または別途「異動通知兼給付金請求書」(帝人給与センターへご請求)をご提出ください。
 - ◎その他内容の変更がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、ご提出いただく書類はありません。
- ※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。
 ※氏名はカタカナでご記入ください。

以下の【事業所コード表】から、該当コードをご記入ください。

「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。告知日として重要です。

申込保険金額は5ページから選択のうえ、右づめでご記入ください。配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(上限1,000万円)

必ず押印してください。(2枚目にも)

口数単位でご記入ください。

「希望者による帝人グループ団体生命保険」に新規加入される方は本人の死亡保険金受取人をご記入ください。複数名指定される場合は、代表受取人の氏名・続柄コード、人数欄に受取人数を記入し、「死亡保険金受取人指定書」もご記入のうえ、あわせてご提出ください。(注)「積立式終身保険」のみのお申込みの場合は、ご記入不要です。

本人(主たる被保険者)が「希望者による帝人グループ団体生命保険」に新規加入・増額を希望する申込者の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。
 [1に○印] 申込者全員の質問事項(「申込書兼告知書」裏面記載)に対する答えが全て「いいえ」となる場合
 [2に○印※] 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合
 ※【「はい」の答えがある申込者氏名」欄に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

【事業所コード表】					
帝人 (株)...	「00001」	帝人物流 (株)...	「00013」	帝人ヘルスケア (株)...	「00020」
インフォコム (株)...	「00002」	帝人エージェンシー (株)...	「00014」	Axcelead Tokyo West Partners (株)...	「00021」
帝人フロンティア (株)...	「00003」	東邦化工建設 (株)...	「00017」		
帝人ファーマ (株)...	「00010」	東邦機械工業 (株)...	「00018」		

団体医療保険「加入申込票」記入要領

- ◆新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、「加入申込票」に必要事項をご記入いただき、ご署名（フルネーム）のうえ提出ください。
- ◆健康状態告知書質問事項回答欄の記入については、「加入申込票」裏面の「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」に沿ってご記入ください。

また、別紙「特に重要なお知らせ」P24～26も必ずご確認ください。

※加入内容に変更のない場合、ご提出は不要です。

※加入申込票の記載事項(特に、被保険者の満年齢・健康状態の告知・その他の告知事項など)に、お間違いがないか十分にご確認ください。

他の保険契約等の有無について、正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※加入申込票は、1枚で被保険者（補償の対象にしたい方）3名までお申込みいただけます。

※オプションA（親介護一時金支払特約）、オプションB（親の介護による休業補償特約）をセットされる場合は、加入申込票が異なります。取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

- 記入内容を訂正される場合は、二重線で抹消しフルネーム署名で訂正いただき、正しい内容をご記入ください。

加入申込票に記入された日をご記入ください。

・日中ご連絡が取りやすい連絡先をご記入ください。
・氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、漢字欄に申込人ご自身でご署名（フルネーム）ください。
・社員番号をご記入ください。

基本セット欄にご加入のセット名（1～6）をご記入ください。
口数欄には1口をご記入ください。

該当区分に○をご記入ください。

被保険者（補償の対象となる方）について下記項目をご記入ください。

- ・氏名（カナ・漢字）
- ・生年月日（和暦）
- ・性別
- ・年齢（令和6年10月1日現在の満年齢）

被保険者（補償の対象となる方）について団体との関係（下記◆「団体との関係（コード）」）をご記入ください。

◆団体との関係（コード）

- 1: 団体の構成員 0: 役員、従業員
上記「1」または「0」の
- 2: 配偶者
- 3: こども

被保険者（補償の対象となる方）の健康状態について、告知欄にご記入ください。

必ずご回答が必要な方

- 今回新たに加入される方
- 継続加入される場合で、保険金額の増額など補償内容を拡大するセットに変更される方
- 特定疾病等を補償対象外とする条件が付されて継続加入されている場合、再告知により条件を削除する方

●健康状態告知書質問事項回答欄の記入については、「加入申込票」裏面の「記入要領」に沿ってご記入ください。

●告知者ご署名欄に被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。

※被保険者ご本人が満15才未満の場合、親権者が回答、ご署名ください。

【署名例】（被保険者） 帝人 太郎 親権者 帝人 太郎

●質問1、2について、「健康状態告知についてのご案内」を参照のうえ、質問事項に対する回答をご記入ください。

●いずれの質問にも『いいえ』とお答えの場合のみご加入いただけます。

※前年どおりの内容でご継続の場合、健康状態の告知は不要です。

パンフレット記載の保険料をご記入ください。

同種の危険を補償する他の保険契約等がある場合および保険金請求歴がある場合は、裏面下段の「他の保険契約等」欄および「保険金請求歴」欄にその内容をご記入ください。

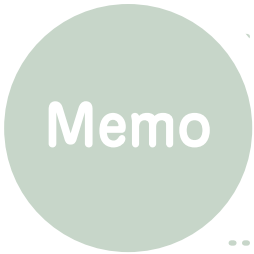
<他の保険契約等について>

同種の危険を補償する他の保険契約等（被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等）がある場合は、その内容をご記入のうえ、「あり」の場合、被保険者ごとに「あり」に○をして、加入申込票裏面にその内容をご記入ください。ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。
(注) 他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。)

<保険金請求歴について>

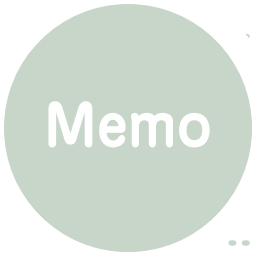
過去3年以内に病気またはケガで保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがある場合のみご記入ください。

オプションA（親介護一時金支払特約）、オプションB（親の介護による休業補償特約）をセットされる方は、「別途「加入申込票（親介護用）」をご用意いたしますので、取扱代理店までご連絡ください。



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the right side of the 'Memo' circle and extending across the page.

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、特に確認いただきたい事項と注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。<イントラネットをご覧になりお申込みいただく場合>配偶者のお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情は、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情は、同じく以下の日本生命・あいおいニッセイ同和損害保険窓口までご連絡ください。)

希望者による帝人グループ団体生命保険・積立式終身保険	
<団体お問合せ先> 帝人株式会社 給与センター TEL【内線】(松山)807-2231 【外線】089-972-3650	<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL: 0120-123-840(通話料無料)(希望者による帝人グループ団体生命保険) TEL: 0120-383-616(通話料無料)(積立式終身保険) 【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)] ※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。 希望者による帝人グループ団体生命保険：930-1400 積立式終身保険：970-99101
団体医療保険(団体総合生活補償保険)	
<団体お問合せ先> (取扱代理店)帝人エージェンシー株式会社 〒550-8587 大阪市西区土佐堀1-3-7 肥後橋シミズビル16F TEL【内線】8-01-5100 【外線】06-6459-5100	<あいおいニッセイ同和損害保険お問合せ先> (引受保険会社)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 関西企業営業第1部営業第2課 〒530-8555 大阪市北区西天満4-15-10 TEL: 050-3460-9098